

投資事業有限責任組合に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募手続の結果について

令和7年2月25日
経済産業省
経済産業政策局
産業組織課

「投資事業有限責任組合に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和6年12月10日から令和7年1月9日まで意見公募手続を実施した結果、2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する経済産業省の考え方を取りまとめましたので、ここに公表させていただきます。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。なお、お寄せいただいた御意見は、行政手続法第43条第2項に基づき、整理又は要約しております。

次頁において使用する用語については、下表の略称を用いています。

名称	略称
投資事業有限責任組合	LPS
資金決済に関する法律	資金決済法
投資事業有限責任組合に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）	改正案

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>LPS は投資のプロの集まりかもしれないが、サイバーセキュリティ周りのプロではないと思う。取引所がハッキングされたり、LPS にサイバー攻撃がなされ、保有していた暗号資産がある日なくなってしまった場合、LP の被害は甚大なものとなる。</p>	<p>LPS が取得した暗号資産については、基本的に、暗号資産交換業者（資金決済法第2条第16項）により適切に管理されることが想定されます。</p>
2	<p>改正案の第4条第1項第1号では、いわゆる NFT（Non-Fungible Token）を念頭に、「次に掲げる権利又は画像その他の情報を表示する財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものであり、かつ、当該財産的価値に係る識別符号により同種類の他の財産的価値と識別することができるものに限る。）であって電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」として、次の権利が列挙されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 施設を利用し又は役務の提供を受ける権利 ロ 物品等の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利 ハ 工業所有権又は著作権（これらの権利を利用する権利を含む。） <p>非代替性トークンは、設計が非常に多様であり個別性が強いという特徴があるが、上述のイからハまでの内容の更に具体的な例示や、LPS がこれらの非代替性トークンの取得、保有、運用又は貸付けを事業として行う場合の留意点について、Q&A やガイドライン等の形で今後明らかにした方がよい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後、必要に応じて対応について検討いたします。</p>